

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

- 1 条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を被ったときに、本規約から第4章までの規定により、旅行者は又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。
- 2 前項の場合には、被る物質的實質がかつてない人間に吸収、吸収又は摂取されるときに生ずる中等症（即ち、病院による治療が必要となる程度のもの）を除くして、旅行者は又は摂取した結果生ずる中等症状況をも含みます。

（用語の定義）

- 2 条 本規約において「企画旅行」とは、標準旅行業約款集算集票企画旅行規約の部第2条第1項及び企画旅行契約の部第2条第1項に記載されるものとします。
- 2 この規約において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ定めた企画旅行の運送機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から、旅行者があらかじめ定めた企画旅行の運行から離脱する場合において、離脱及び離脱の予定日時を含むか離脱したとき又は、離脱の予定時から後「企画旅行参加中」とはいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配による宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日（以下「旅行の標準による場合」といいます。）に記載される日程に定められる場合において、その旨及び当該日に生じた事態によって旅行者が被った損害に対するこの規約による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明記したときは、「企画旅行参加中」とはいたしません。

- 3 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 搭乗員、当社の使用人は代理人が解説を受ける場合は、その受け完了時
(2) 前の受けが行われない場合において、最初の運送、宿泊機関等。

イ 駆除機であるときは、イ 駆除の終了又は改札のないときは当該乗車乗車時

ハ 車両であるときは、乗車時。

ホ 宿泊機関であるときは、当該宿泊への登場時。

ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時。

- 4 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 搭乗員、当社の使用人は代理人が解説を受ける場合は、その告げた時

(2) 前号の解説が行われない場合において、最後の運送、宿泊機関等。

イ 航空機であるときは、乗客の登場で登場できる飛行機構内からの退場時。

ハ 船舶であるときは、下船時。

ニ 車両であるときは、改札終了又は改札のないときは当該乗車乗車時。

ホ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時。

ヘ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時。

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合の一）

- 3 条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。
- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (2) 死亡・補償金等を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死ぬ補償金等については、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自殺行為。死因の範囲を除くして、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が法令で定めた運送資本を持たないで、又は車に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行って、又は法規に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (6) 旅行者の脳梗塞、心筋梗塞、心臓死は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (7) 旅行者の妊娠、出産、自然流産は外因的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償金等を受け取る場合には、この限りではありません。
- (8) 旅行者の妊娠又は出産に対する手術その他の医療処置。
- (9) 戦争、外敵の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似する事態又は運動（この規約においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏がされ、治安維持並大なる事態と認められた状態をいいます）。
- (10) 核燃料装置（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若くは核燃料物質によって汚染された物（原子炉の生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有する特性又はこれらの特性による事故。
- (11) 前 2 号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。
- (12) 第 10 号以外の放射線照射又は放射能汚染。

- 2 当社は、原因のいかんを問わず、頭部脳膜症（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合の一の二）

- 4 条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。
- (1) 地震、噴火又は津波。
- (2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。

（補償金等を支払わない場合の一の三）

- 5 条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合は除く、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれていない場合は、旅行は程外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた傷害に対しては、も、補償金等を支払いません。

（1） 旅行者の妊娠、出産、自然流産。

- (2) 旅行者の妊娠、出産、自然流産に対する手術その他の医療処置。
- (3) 戦争、外敵の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似する事態又は運動（この規約においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏がされ、治安維持並大なる事態と認められた状態をいいます）。
- (4) 核燃料装置（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若くは核燃料物質によって汚染された物（原子炉の生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有する特性又はこれらの特性による事故。

- (5) 前 2 号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。
- (6) 第 10 号以外の放射線照射又は放射能汚染。

- 2 当社は、原因のいかんを問わず、頭部脳膜症（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合の一の四）

- 5 条 当社は、旅行者が第 1 号の傷害を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合は、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死ぬ補償金等の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

（1） 労働者・暴力労働員、暴力工具労働員、暴力問題係業其他その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当するど認められること。

- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (3) 反社会的勢力を本当に利用していると認められること。
- (4) その他の反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

- 6 条 当社は、旅行者が第 1 号の傷害を受け、その後の直接の結果として、事故の日から 180 日以内に後遺障害（身体に残された特徴において回復できなくなる機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因によって該当する傷害が治った後のもの）を以て、以下と同様とします。当該旅行者は、その各号に随伴する各号の「後遺障害補償金の支払額」を支払います。

- 2 旅行の期間にかかる場合は、旅行者の日から 180 日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当該旅行者の日から 180 日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

- 3 別表第 2 の各号に掲げない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に随伴する、自身の障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に準じて後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第 2 の(1)、(4)、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる機能障害に至らない場合は、対象となる。

- 4 同一事故により 2 つ以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各号に随伴する各号を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の(7)、8 及び(9)に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一肢ごとの後遺障害補償金は、補償金額の 9% をもって限度とします。

- 5 前各号に基づいて当該の後遺障害補償金の額は、旅行者 1 名に對して 1 企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）

- 6 条 当社は、旅行者が第 1 号の傷害を受け、その直接の結果として、平常の業務に從事する又は平素の生活ができないなり、かつ、入院に医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の監視下において治療を専念することをいいます。以下この点において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に從って入院見舞金を旅行者に支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 7 条 当社は、旅行者が第 1 号の傷害を受け、その直接の結果として、事故の日から 180 日以内に後遺障害（身体に残された特徴において回復できなくなる機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因によって該当する傷害が治った後のもの）を以て、以下と同様とします。当該旅行者は、その各号に随伴する各号の「宿泊見舞金の支払額」を支払います。

- 2 旅行の期間にかかる場合は、旅行者の日から 180 日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

- 3 別表第 2 の各号に掲げない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に随伴する、自身の障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に準じて後遺障害補償金の支払額を決定します。

- 4 同一事故により 2 つ以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各号に随伴する各号を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の(7)、8 及び(9)に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一肢ごとの後遺障害補償金は、補償金額の 9% をもって限度とします。

- 5 前各号に基づいて当該の後遺障害補償金の額は、旅行者 1 名に對して 1 企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

（標準旅行業約款の支払い）

- 6 条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を被ったときに、本規約から第4章までの規定により、旅行者は又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

- 2 前項の場合には、被る物質的實質がかつてない人間に吸収、吸収又は摂取されるときに生ずる中等症（即ち、病院による治療が必要となる程度のもの）を除くして、旅行者は又は摂取した結果生ずる中等症状況を認められるとときは、支払います。ただし、細菌性の体内感染を除みません。

（用語の定義）

- 2 条 本規約において「企画旅行」とは、標準旅行業約款集算集票企画旅行規約の部第2条第1項及び企画旅行契約の部第2条第1項に記載されるものとします。

- 2 この規約において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ定めた企画旅行の規定により、旅行者は又は法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

- 2 前項の場合には、被る物質的實質がかつてない人間に吸収、吸収又は摂取されるときに生ずる中等症（即ち、病院による治療が必要となる程度のもの）を除くして、旅行者は又は摂取した結果生ずる中等症状況を認められるとときは、支払います。

- 2 前項の場合には、被る物質的實質がかつてない人間に